西尾勤労会館指定管理者募集要項

令和7年8月 西尾市産業部 商工振興課

西尾勤労会館指定管理者募集要項

西尾市(以下「市」という。)は、西尾勤労会館の管理業務について、地域住民の多様なニーズに応え、効果的で効率的な管理運営によって、市民サービスの質を向上させつつ、勤労者の福祉の増進をし、健全な経済運営を実現することを目的としています。

このたび、西尾勤労会館の指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2、西尾勤労会館の設置及び管理等に関する条例(昭和58年12月23日条例第23号)第2条の2及び西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例(平成17年条例第9号)の規定に基づき、西尾勤労会館の管理運営を行う団体(以下「指定管理者」という。)を募集します。

指定管理者には、民間ならではの創意工夫による運営を行うことにより、利便性の 向上を図るとともに、市民の世代を超えた多様なにぎわいの場を創出して、地域社会の 活性化の一助を担うことを期待します。

1 対象施設

- (1) 名称 西尾勤労会館
- (2) 所在地 西尾市平坂町山崎 9 番地 1
- (3) 施設の概要
 - ア 建築構造 鉄筋コンクリート造(地上2階建)
 - イ 敷地面積 12,612.15㎡
 - ウ 延床面積 1,955.35㎡
 - 工 供用開始 昭和59年4月
 - オ 施設内容 詳細は仕様書のとおり

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

※本施設は、西尾市公共施設長寿命化計画において今後大規模改修等が予定されており、指定期間中に長期間休館となる場合があります。この場合、指定管理料が減額となる場合がありますが、施設の状況等に応じて改修規模や時期が変動するため、別途、市と指定管理者で協議を行います。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は下記のとおりとし、詳細については、別紙「西 尾勤労会館指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるとおりとし ます。

- (1) 施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 施設及び附属施設の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金等の収受に関する業務
- (4) 管理運営の人員体制等に関する業務
- (5) 窓口、電話等の応対業務
- (6) 広報業務
- (7) 西尾勤労会館の活性化に資する業務
- (8) 利用者の利便性向上に資する業務
- (9) 災害等緊急時の計画、対応に関する業務
- 10 事業計画及び事業報告に関する業務
- (11) 利用者モニタリング、自己評価及び実績評価に関する業務
- (12) 市及び市の関係機関の実施事業に対する協力業務
- (13) その他市長が必要と認める業務

4 業務の再委託

指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市の承認を得た上で委託することは可能です。この場合、委託の相手方は、募集要項の申請資格等に記す応募不適格者でないこととします。なお、業務の一部を再委託した場合においても、その業務が適切に実施されないことの責めは、指定管理者が負うものとします。

5 リスク管理・責任分担

指定管理者による管理運営が原因となったリスクに対する責任については、原 則として指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵等が原因の場合に は、その程度に応じて市が責任を負うものとします。なお、いずれの場合も指定 管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるものとします。詳 細については、仕様書に定めるとおりとします。

6 管理の基準

(1) 開館時間

西尾勤労会館の管理及び運営に関する規則(以下「規則」という。)に定め

る利用時間

(2) 休館日

規則に定める日

(3) 関係法令の遵守及び設置目的に沿った管理 条例等関係法令を遵守し、設置目的に沿った適切な管理を行うこと。

(4) 組織体制

管理業務を遂行するにあたり、十分な能力を持つ従業員を確保するとともに、 業務に支障のない組織体制を整えること。

(5) 公平性の確保

施設の利用にあたっては、利用者の利用に関し公平性を確保すること。

(6) 個人情報の取り扱い

指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(7) 利用料金制度の採用

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度(利用料金を指定管理者の収入とする制度)」を採用します。 過去の使用料金収入については、参考資料1を参照してください。

7 指定管理料

(1) 基本的な考え方

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、 市が指定管理者に対して支払うものです。応募時に提出された収支計画書の金 額をもとに、年度毎に予算の範囲内で市が指定管理者と協議の上、決定します。 なお、年度の決算時において運営に起因する不足額が生じた場合の補てんは

(2) 指定管理料の支払い

行いません。

会計年度(4月1日~翌年3月31日)ごとに支払います。支払時期や方法は、別途協定書及び協議書で定めます。

(3) 指定管理料の提示

西尾勤労会館の管理運営を行うために必要な経費(消費税及び地方消費税相 当額を含む。)を算定し、指定管理料として提示してください。指定管理料の内 訳として、消費税は分かるように提示してください。

(4) その他

指定管理料で備品を購入する場合は、事前に市と協議するものとし、当該備品は、原則として市に帰属するものとします。また、指定管理期間中に長期休

館がある場合、その期間中の指定管理料については、市と協議するものとします。指定管理期間中の経費の算定において、消費税率は現行(10%)で算定するものとします。

8 指定管理料の上限額

指定管理期間(5年間)の指定管理料の上限額は、216,430千円(消費税及び地方消費税を含む)とします。また、指定管理料の適正な執行と透明性を確保するため、指定管理者は、市の求めに応じて指定管理業務の経理状況が提示できるよう法人及び団体の会計と明確に分けて経理事務を行うなど、指定管理業務の収支が適切か確認できる会計管理をしてください。

提案額が今回提示した上限額を超えた場合は、審査において欠格となります。

9 応募資格

指定期間中、西尾勤労会館の管理運営を安全かつ円滑に実施できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)、もしくは複数(2団体以上)の法人又は団体が共同して管理を行う組織(以下「共同企業体」という。)とします。

団体の場合、法人格は必ずしも必要としませんが、個人での応募及び応募時に 次の各号に該当する法人等は応募することはできません。

なお、単独で応募する法人等は、共同企業体等の構成員となることはできません。 また、複数の共同企業体等において、同時に構成員となることもできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている団体、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている団体及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体
- (3) 現に、西尾市競争入札参加停止措置要綱(平成23年西尾市要綱)に基づく 指名停止を受けている団体
- (4) 団体又はその代表者が申請日において納付期限が到来している地方税又は 国税の滞納者
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益に図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

10 募集要項等の配布及び募集期間等

(1) 公募スケジュール

選定及び選定後のスケジュールは、下表のとおり予定しています。

内容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和7年8月1日(金)から8月20日(水)まで
応募者登録申込	令和7年8月20日(水)午後5時まで
質問受付期間	令和7年8月19日(火)から8月26日(火)まで
公募説明·現地見学会	令和7年8月25日(月)午後2時から
質問に対する回答	令和7年9月5日(金)
申請書受付期間	令和7年9月8日(月)から9月16日(火)まで
指定管理候補者の選定	令和7年10月中旬
指定管理者の指定	令和7年12月(西尾市議会12月定例会)
指定管理者の決定	令和7年12月
指定開始	令和8年4月1日(水)

[※]日程については、市の都合により変更となる場合があります。

(2) 公募手続き

ア 募集要項等の配布

配布期間	令和7年8月1日(金)から8月20日(水)まで
	※窓口での配布は行いません。
配布方法	西尾市ホームページからダウンロードしてください。
	【掲示場所】
	https://www.city.nishio.aichi.jp/shisei/keikaku/1001517/1011120.html

イ 応募者登録申込

申込期日	令和7年8月20日(水)午後5時(必着)	
申込方法	指定管理者の応募者登録申込書(様式 1)に必要事項を記入	

のうえ、電子メールで提出してください。なお、送付後に必
ず送付した旨を電話にて連絡し、受信確認を行ってください。
【電子メール】 shoko@city.nishio.lg.jp

ウ 公募説明・現地見学会

日時・場所	令和7年8月25日(月)午後2時から	
	西尾勤労会館 1階 第1会議室	
参加人数	各応募団体につき4人まで	
その他	応募団体は、<u>必ず出席</u>してください。出席がない場合は応	
	募することができません。	
	● 公募説明及び現地見学に要する時間は <u>1時間30分程度</u>	
	を予定しています。	
	● 説明会会場での募集要項等の配布は行いませんので、各自	
	でご持参ください。	
	● 説明会当日は、質疑応答を行いません。	

工 質問受付

受付期間	令和7年8月19日(火)から8月26日(火)午後5時まで	
提出方法	質疑書(様式2)に必要事項を記入のうえ、電子メールで提	
	出してください。なお、送付後に必ず送付した旨を電話にて	
	連絡し、受信確認を行ってください。	
	【電子メール】 <u>shoko@city.nishio.lg.jp</u>	
回答方法	回答できる全質問に対し、令和7年9月5日(金)午後5時ま	
	でに西尾市ホームページに掲載します。	
	● 質疑書(様式2)の提出には、指定管理者の応募者登録申	
注意事項	込書(様式1)の事前提出が必要です。	
	● 電子メール以外の手段で提出された質疑書は受け付けま	
	せん。※口頭や電話による質問は受け付けません。	
	● 質問の回答は本要項等の追加又は修正とみなします。	
	● 回答後の再質問は受け付けません。	

オ 申請書類の受付

1 登紀期期	令和7年9月8日(月)から9月16日(火)まで
	土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から

	午後1時まで除く)
	指定管理者指定申請書(様式3)のほか、「11 提出書類」
	に記載の必要書類を添えて西尾市役所本庁舎2階の商工振興
提出方法	課へ直接持参してください。
	※持参以外の手段(郵送、電子メール等)による応募は受け
	付けません。

11 提出書類

指定管理者指定申請書(様式3)に以下の書類を添付して提出してください。

番号	提出書類	様式等
1	指定管理者の応募者登録申込書	様式1
2	グループ応募構成届 ※必要に応じて	様式4
3	確約書	様式5-1
4	役員一覧表	様式5-2
5	事業計画書	様式6
6	① 西尾勤労会館収支予算書総括表 ② 西尾勤労会館単年度収支予算書(5年分) ③ 西尾勤労会館積算内訳書(5年分) ④ 西尾勤労会館自主事業収支予算書	様式 7-1 様式 7-2 様式 7-3 様式 7-4
7	定款	任意様式
8	法人登記事項証明書原本	各種証明書
9	納税証明書原本 ① 法人等またはその代表者が法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の未納のない証明 ② 法人事業税又は個人事業税の納税証明書 ③ すべての市税の滞納がないことの証明 ※共同体での応募の場合は共同体を構成するすべてに同様の証明書を提出のこと	各種証明書
10	事業活動の状況がわかる書類 (パンフレット等)	任意様式
11	貸借対照表及び損益計算書等 ※当該団体の財務状況を示す書類	任意様式

12 応募手続きに関する留意事項

- (1) 「11 提出書類」に記載の書類を順に並べ、すべてA4 サイズ (ページ数を記入) の上、各書類を2 穴、ファイルとじにし、原本を1 部、副本を9 部の計 10 部提出してください (副本のうち1 部は、ダブルクリップ留め)。
 - ※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- (2) 選考委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触を禁じます。接触が認められた場合は欠格もありえます。
- (3) 提出された書類の内容の変更及び書類の追加はできません。ただし、選考委員会が認めた場合はこの限りではありません。

- (4) 提出書類は理由を問わず返却しません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は無効とします。
- (6) 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- (7) 申請後に辞退する場合は、指定管理者の応募辞退届(様式8)を提出してください。
- (8) 市が提示する書類等や応募団体が提出する書類等の著作権は、それぞれの者に帰属することとします。ただし、市がこの募集において必要と認めるときは、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、提出書類については、西尾市情報公開条例(平成13年条例第20号)における公文書になり、同条例に基づき情報公開請求等により公開される場合があります。それ以外の事業者の応募書類は、原則、非公開とします。ただし、西尾市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとします。

13 選定方法

- (1) 応募者多数の場合は、西尾勤労会館指定管理者選定基準(参考資料2)に基づき、一次審査(書面審査)を事務局で行い、上位4者程度を選考します。一次審査を通過した応募者のみが、二次審査の対象となります。審査結果については10月上旬に応募者全員に電子メールで通知します。審査結果について異議申し立ては受け付けません。
- (2) 書面等による一次審査の後、西尾勤労会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、書面及びプレゼンテーション等による二次審査により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。
- (3) 二次審査については、10月中旬を予定しています。
- (4) 二次審査における選定方法は次のとおりです。
 - ア 審査は、選考委員会において、提出書類、プレゼンテーション、及び質疑 応答の内容により、西尾勤労会館指定管理者選定基準(参考資料2)に基づ き行います。
 - イ 選考委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採 点した委員を最も多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した 団体を次点交渉権者とします。
 - ウ 第1位と採点した委員が同数であった場合は、その者のうち第2位をより 多く獲得したものを優先交渉権者とします。ただし、第1位の数及び第2位 の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高 い者を優先交渉者とします。合計点も同じ場合は、提案指定管理料の見積額

が低い者を優先交渉権者として選定します。

- エ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者及び次点交渉者に選定しません。
- (5) 優先交渉権者が指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者とすることができない事情が生じたときは、次点交渉権者を候補者として選定できるものとします。

14 選定基準

選定基準項目については、西尾勤労会館指定管理者選定基準(参考資料2)を 参照してください。

次の条件を満たさない場合は、欠格とします。

- ・申請書類がすべて揃っていて、内容においても不備がないこと
- ・本要項「8応募資格」に掲げる要件に該当しないこと
- ・提案額が市の設定する上限額を超えていないこと

15 選定結果の通知

選定後、応募者全員に速やかに郵送で通知します。同時に選定結果及びすべて の応募者の名称を市ウェブサイト等で公表します。

16 選定審查対象外

次の要件に該当する場合は、欠格とし、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反または著しく逸脱したとき。
- (3) 本件応募について、選定委員会委員又は本市職員に対して、不適切な接触の事実が認められたとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

17 事務及び施設引継ぎ並びに指定管理準備業務

指定管理業務の開始時、終了時及び収益の取扱いについては、別紙仕様書に定めるとおりとします。

18 ネーミングライツ

西尾勤労会館において、ネーミングライツを導入する場合があります。詳細については、別紙仕様書に定めるとおりとします。

19 協定の締結

指定管理者として指定の議決を受けた法人等は、市と協議を行い、基本協定及 び年度協定を締結します。翌年度以降は、年度協定を毎年締結します。

20 問い合わせ先

西尾市 産業部 商工振興課 商工担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

電話:0563-65-2168 FAX:0563-57-1322

電子メール: shoko@city.nishio.lg.jp